

不法行為地管轄

多田 望
た だ のぞみ

熊本大学大学院法曹養成研究科教授

はじめに

- 1 立法・条約の例と根拠
- 2 不法行為に関する訴え
- 3 不法行為があった地
- 4 審理対象の限定および原因事実の符合
- 5 国際裁判管轄調査研究報告書の検討

おわりに

はじめに

不法行為に関する訴えについての不法行為地（民事訴訟法5条9号⁽¹⁾参照）は、日本の国際裁判管轄⁽²⁾においてその妥当性が基本的に一致して認められる⁽³⁾，特別裁判籍としての管轄原因である。不法行為地管轄は，諸外国の法や国際条約などでも広く認められており，現実の国際民事訴訟で果たす役割は重要である。しかしながら，そのルールの具体的定立および解釈・適用にあたっては，検討すべき問題も少なくない。前世紀終わりのハーグ国際私法会議における一般的な国際裁判管轄・外国判決承認条約の作成にあたって，不法行為地管轄ルールの策定にも米・欧の基本姿勢の対立があった⁽⁴⁾。本稿は，このような状況を前提にして新たな国際裁判管轄立法に貢献すべく，不法行為事件⁽⁵⁾における不法行為地管轄の諸問題を検討するものである⁽⁶⁾。検討にあたっては，日本の判例・裁判例の分析を積極的に行い，これを踏まえつつ立法案に向けた私見の展開を最後に行うこととする。

1 立法・条約の例と根拠

(1) 諸外国の立法例と条約例

ドイツ民訴法 32 条とフランス新民訴法典 46 条は二重機能説のもと、不法行為地管轄を定める。スイス連邦国際私法 129 条 2 項は、国際裁判管轄としての不法行為地管轄の規定である⁽⁷⁾。イングランドでは、裁判所の許可を得てイングランド外に送達できる訴えとして、不法行為に関する訴えであって、加害行為地または結果発生地がイングランド内にあるものが民事訴訟規則 (CPR) に定められている⁽⁸⁾。米国では基本的に各州のロングアーム法によるが、その多くは不法行為地管轄を定める⁽⁹⁾。ただし不法行為地が自州内にあっても、合衆国憲法上の制限が別途ある。すなわち、①法廷地における利益の意図的な利用の結果としての被告と法廷地との間の最小限度の関連性が必要であり、また、②当該管轄権行使が相当でなければならない⁽¹⁰⁾。さらに中国でも、不法行為地管轄は認められている⁽¹¹⁾。

他方、EU の「民事及び商事に関する裁判管轄及び判決の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則」(以下、ブリュッセル I 規則) の 5 条 3 号は、特別管轄として不法行為地管轄を定める⁽¹²⁾。1999 年の「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関するハーグ条約準備草案」(以下、1999 年ハーグ条約案) の 10 条も、不法行為地管轄を定めていた⁽¹³⁾。

広く採用されている不法行為地管轄であるが、一般的な普及は 20 世紀に入ってからである。ドイツ民訴法を模範とする日本の 1890 年は早い方であり、フランスでの採用は 1923 年であると言われている。米国 (1927 年) やスイス (1935 年) では当初、自動車事故で採用され、その後次第に不法行為一般に拡大されるが、スイスにおける一般化は 1987 年まで待たなければならなかった。イングランドは比較的古くから取り入れたとされるが、スコットランドは 1949 年である。なお、オランダとルクセンブルクは、船舶衝突と道路交通事故に関してしか不法行為地管轄を認めていなかった⁽¹⁴⁾。

(2) 不法行為地管轄の根拠

不法行為地管轄に関しては、①証拠収集の便宜、②被害者による提訴の便宜、③加害者の予測可能性、④不法行為地の公序との関係が根拠としてしばしば指摘される⁽¹⁵⁾。このうち、②の被害者保護への言及が裁判例でされることも少なくないが⁽¹⁶⁾、①の証拠収集の便宜が最も高く評価される傾向がある⁽¹⁷⁾。その理由は、不法行為地に関してはその地における不法行為の発生が単なる偶然である可能性のあることが最大の問題点であるが⁽¹⁸⁾、たとえそのようなケースであつても不法行為自体に関する証拠は必ずそこに存在し、その意味で①の証拠収集の便宜に手続法的観点から有用性が認められる、ということであろう⁽¹⁹⁾。

諸外国に目を転ずると、米国でも、不法行為地の利益や証拠収集の便宜が根拠として指摘される⁽²⁰⁾。これに対してヨーロッパでは、証拠収集の便宜への言及もされる一方で、事件と法廷地との密接関係性が前面に出される傾向がある⁽²¹⁾。これは、特別管轄を密接関連性や訴訟手続の適切な実施によって一般的に根拠付ける見解（ブリュッセルⅠ規則の前文②参照）に対応するものである。注目すべきは、ブリュッセルⅠ規則5条3号の解釈事例において、被害者保護は特に根拠としては挙げられないことである。これは、日本の立法論においてブリュッセルⅠ規則を参照するにあたり、注意すべき点の一つであろう。

2 不法行為に関する訴え

不法行為地管轄は、従来基本的に民事訴訟法5条9号（旧15条）の条文に沿う形で、①「不法行為に関する訴え」について②「不法行為があつた地」に認められてきた。以下、この二つについて日本の裁判例を中心に順次検討する。

(1) 概念と事件類型

「不法行為に関する訴え」の概念は、日本の国際民事訴訟法独自に解釈すべきであると考えられる⁽²²⁾。一般に「不法行為」とは「違法行為による権利利益の侵害」を意味し、「不法行為に関する訴え」は「違法行為による権利利益の侵害から生ずる権利義務を訴訟物とする訴え」と考えて差し支えないであろう。

公表されている事件を見ると、名誉毀損（文芸春秋事件⁽²³⁾）や製造物責任（関

西鉄工事件・前注(7), 全日空機羽田沖墜落事件⁽²⁴⁾, ナンカセイメン事件・前注(6), 中華航空事件⁽²⁵⁾など。ヘリコプター事件⁽²⁶⁾も実質的にそうである)もあるが⁽²⁷⁾, 取引に絡む不法行為の事例が多く興味深い。例えば, ①詐欺や横領に関して, 海の勝利事件⁽²⁸⁾, ドイツ自動車購入代金詐欺事件⁽²⁹⁾や香港三越事件⁽³⁰⁾, ②契約の不当破棄や契約関係からの不当排除に関して, ジレット事件⁽³¹⁾, 会社設立委任破棄事件⁽³²⁾, ハワイ不動産売却代理妨害事件⁽³³⁾, リーダーズ・ダイジェスト事件⁽³⁴⁾など, ③差押・担保権の不当実行に関するサンウエイ号事件・前注(5)やみずほ銀行担保権実行事件⁽³⁵⁾などがある。また, ④契約責任に関する類型として, 欠陥製品の売買に関する品川白煉瓦事件⁽³⁶⁾や光モジュール事件⁽³⁷⁾, 運送品の滅失・毀損に関するパシテア号事件⁽³⁸⁾やノーザン・エンデバー号事件⁽³⁹⁾も, 取引不法行為の類型といえる⁽⁴⁰⁾。以下, 裁判実務を基本に検討する。

(2) 製造物責任

裁判実務は, 一貫して製造物責任の「不法行為」該当性を認める⁽⁴¹⁾。ただし初期には, 製造物責任の法的性質について不法行為責任か契約責任かを意識した論証も見られた⁽⁴²⁾。

(3) 差止請求

妨害排除などの差止請求は, 物権や知的財産権などの絶対権またはこれに準ずる権利の効力として認められるのであって不法行為に基づくものでなく, 不法行為に関する訴えに該当しないとの考えもあり得る。この点, 国内管轄の移送であるが, 不正競争防止法に基づく差止請求権の不存在確認の訴えについて, 民訴法5条9号への該当性を認めたミーリングチャック移送事件⁽⁴³⁾が参考になる。最高裁は, 「不法行為に関する訴え」は不法行為に基づく訴えに限られず, 「違法行為により権利利益を侵害され, 又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含む」とした。これは, 差止に関して広く不法行為地管轄の利用を認める趣旨と解される⁽⁴⁴⁾。

(4) 共同不法行為者間の求償請求

製造物責任に関して被害者から損害賠償請求を受けた製造物の販売者が製造者に対して求償請求する場合のように、共同不法行為者間で求償がされる場合、求償権の法的性質は不法行為というよりは、製造者と販売者間の契約や事務管理ないし不当利得に基づく請求権であるといえる。このような法的分析を重視して、求償請求の事件は「不法行為に関する訴え」でないとの見解がある⁽⁴⁵⁾。

しかし、ナンカセイメン事件・前注⑭で裁判所は、厳密に考えれば事務管理ないし不当利得であると認めつつも、求償権は、製造物責任に基づく損害賠償債務に起因しこれと密接に関連するものであり（求償権の存否や金額の決定は、当事者の過失など製造物責任の各要件と切り離せない）、少なくとも証拠収集の便宜からは不法行為地に裁判籍を認めるべきと述べた⁽⁴⁶⁾。関西鉄工事件・前注⑰も、求償債務は製造物責任に基く損害賠償債務と同一性を有するかまたはその変形にすぎず、本質的に相違しないと言う⁽⁴⁷⁾。

(5) 契約違反事件での不法行為責任

裁判例は、契約違反に関する事件について、損害賠償請求が不法行為責任として法的に構成されている場合は、当該請求を「不法行為に関する訴え」として扱う⁽⁴⁸⁾。品川白煉瓦事件・前注⑳は、①売買目的物の欠陥に起因する損害賠償請求は債務不履行と不法行為によるものとが日本法上も競合して成立すること、②いずれの請求も目的物の瑕疵の有無が主要な争点となることから、不法行為に基づく損害賠償（債務の不存在）を求める訴えが許されない理由はないとする⁽⁴⁹⁾。光モジュール事件・前注㉑は、目的物の欠陥を理由とする損害賠償のために、原告が①瑕疵担保責任・債務不履行責任と②不法行為・製造物責任のそれぞれの請求を立てた事案であるが、①について（義務履行地）管轄を否定する一方で、②について不法行為地管轄の利用を認めて管轄を肯定した。その上で再度、①についても②との客観的併合により、管轄を認めた⁽⁵⁰⁾。

(6) 債務不存在確認

この問題は不法行為のみのものではないが、不法行為に基づく損害賠償の訴

えの対抗訴訟として登場することが実務では多い。不法行為に関する債務不存在確認の訴えについて不法行為地管轄の利用を肯定すると、加害者の住所地の管轄を認める結果となる場合があり得、議論が存するところである⁽⁵¹⁾。しかし、裁判例は基本的に不法行為地管轄の利用を肯定する⁽⁵²⁾。海の勝利事件・前注⁽⁸⁾や関西鉄工事件・前注⁽⁷⁾は、能動的訴えと消極的訴えの審理対象の相等性⁽⁵³⁾や証明の便宜を理由に出したりしていたが、最近のみずほ銀行担保権実行事件・前注⁽⁵⁾は、特に問題とすることなく不法行為地管轄を用いている。

(7) 生ずるおそれのある不法行為

将来日本で発生するおそれのある不法行為について、その予防などの請求に関して日本の国際裁判管轄を不法行為地を理由に認めることはできるか。民訴法5条9号は不法行為地について「不法行為があった地」と規定し、不法行為がすでに起こった過去のものであることを前提としているように見え、また、管轄が拡大しすぎることからの慎重論も考えられるところである⁽⁵⁴⁾。しかし、予防のための差止請求は通常、現在だけでなく将来の侵害行為も対象とするし⁽⁵⁵⁾、また、将来の侵害行為を扱ったと見ることのできる裁判例⁽⁵⁶⁾もある⁽⁵⁷⁾。

(8) 小 括

「不法行為に関する訴え」の概念について裁判所はこれを広く解し、該当しないとされた例はないようである。裁判所は当事者の主張を尊重しているとも言えるが、判例である特段の事情論の枠組みでは結局、特段の事情の判断に最終的な評価を後回しできることが影響しているのかもしれない。問題点をあえて指摘すると、差止請求と将来の不法行為に関して、文言上否定されているとの誤解もあり得るので、肯定する趣旨を明確にした方がよいことであろうか。

3 不法行為があった地

「不法行為があった地」ないし「不法行為地」の概念は、日本の国際民事訴訟法独自に解釈すべきであると考えられる⁽⁵⁸⁾。以下では、不法行為地の意義としての加害行為地と結果発生地、次に派生的経済損害発生地、最後に具体的事件

における判断を順に検討する。

(1) 加害行為地と結果発生地

隔地的不法行為における不法行為地の決定について、裁判例は一致して不法行為地は①加害行為地と②結果発生地の双方を含み、いずれかが日本にあればよいとする⁽⁵⁹⁾。学説もこれに同調するのが一般であり⁽⁶⁰⁾、ヨーロッパの主流も同じである⁽⁶¹⁾。根拠に関して全日空機羽田沖墜落事件・前注④は、加害行為地が不法行為地に含まれることに異論はないとした後で、結果発生地が含まれる理由について、被害者の保護、証拠の収集の便宜などを配慮し、裁判を適正・公平かつ能率的に行うという観点を挙げており、参考になる。

(2) 派生的経済損害発生地

(a) 問題の所在

結果発生地という結果は一般に、加害行為から直接に生ずる法益侵害であると言われる。この点に関して、直接的な侵害結果から二次的・派生的に生ずる経済損害も結果に含めて（または結果と並列的に）、その発生地に不法行為地管轄を認めるべきか否かの議論がある。

(b) 裁判例

サンウエイ号事件・前注⑤で裁判所は、原告主張の不法行為である「船舶の不当な仮差押」の結果は、「船舶が運航できなかったこと」であるとする。そして原告が主張する「傭船契約を解除されたことによる傭船料の喪失」は二次的・派生的結果であり、「仮差押解除の保証金調達のためやむをえず安い値段でした船舶の売却」も直接の結果でないと判断した。その上で、傭船料受領予定地や船舶売却地（原告の主張によれば日本）は被告が予測できる地でないとした⁽⁶²⁾。またノーザン・エンデバー号事件・前注⑥は、「コンテナとそれに積載された荷物の喪失・損傷」が直接的な結果であり、「原告が保険者等に対して負担する損害賠償義務・求償債務」は経済損害であるとした。そして、経済損害の帰属する者の住所地は、不法行為地管轄の趣旨を逸脱すると述べた。

これに対して、海の勝利事件・前注⑦は、問題となっている損害のうち「映

画を日本で上映したら日本で得られたであろう興行収入の純益金を得られなかったこと」について、その一部は日本で発生したと述べた。またリーダーズ・ダイジェスト事件・前注64では、「会社の閉鎖による失職」により「精神的苦痛を受けかつ毎月の賃金を受けられなくなった」という損害につき、原告らの住所地である日本が発生地とされた⁽⁶³⁾。

単純に見て前二者は否定例、後二者は肯定例⁽⁶⁴⁾ということができ、裁判例の立場は分かれている。学説は、加害者の予見可能性を超えることを主な理由に否定するのが一般的傾向であるが⁽⁶⁵⁾、弱者保護的見地から肯定する説もある⁽⁶⁶⁾。

(c) 若干の検討

本来、「不法行為があった地」の決定は厳密に分析すると、①基準となる「不法行為」を構成する「要素」の特定と、②それが「あった地」すなわちその「発生地」の決定に分かれる。派生的経済損害の問題は、まず①当該損害は基準となる「要素」として適切か。次に適切だとして、②その発生地はどのように決められるかの問題に分解されるのである。①では基本的に、加害行為などとの「距離」が問われることになるが、派生的経済損害の少なからずが、実体判断では賠償されるべき損害であることに注意すべきである。人身被害における被害者の所得の逸失や治療費の支払は一般に死亡や傷害そのものの評価と捉えられる。また、前述(b)の各事例においても、賠償の範囲に入る可能性のある損害が扱われている。よって、二次的・派生的と言われるが、そのことのみで不法行為の「構成要素」としての適格性を否定することが妥当か、改めて検証する必要があるように思われる。

次に②の「発生地」に関して、人身被害における所得の逸失などの派生的損害については、被害者（原告）の住所地が基準になると想定されている。否定説はこの点を捉えて、加害者（被告）の予見可能性に欠けると強調する。しかしながら翻って考えてみると、厳密な意味での結果の発生地についても加害者の予見可能性が問題となることはある。例えば医療過誤や暴行という加害行為が後日、被害者の死亡という結果を外国で引き起こす場合や、全日空機羽田沖墜落事件・前注64など製造物責任事件の場合である。さらに、派生的損害の発

生地が常に加害者の予測に欠けるわけでもない。例えば海の勝利事件・前注⑧における、得られなかった映画の興業収益に関する上映予定地（日本）は、事案の具体的事情のもとで加害者側の予見は可能なケースであったと思われる。

不法行為地管轄の原則的根拠として指摘される証拠収集の便宜（前述1(2)参照）から見ても、訴訟の重要な争点となりうる逸失利益などの算定の証拠の収集にとって、派生的経済損害発生地が十分に有用である事案が考えられる。さらに、被害者による提訴の便宜や被害者の損害の確実な填補という当該地の公序との関係からも、派生的経済損害発生地は重要である⁽⁶⁷⁾。他方で、否定説はなぜ加害者の予見可能性だけを重視してall or nothingで派生的経済損害発生地を切り捨てようとするのか、明瞭な理由の提示はないように思われる。

以上のような考察を経ると、一律に派生的経済損害発生地を不法行為地から排除するのは行き過ぎに思われてくる。予見可能性の他、証拠収集の便宜や被害者保護とのバランスにより許容できる派生的経済損害発生地を探る方向を基本とすべきであろう。なおドイツ⁽⁶⁸⁾とフランス⁽⁶⁹⁾は派生的経済損害を結果に含めることに否定的である。イングランドも否定的と言われるが、肯定する判決が近時出ているのが注目される⁽⁷⁰⁾。ブリュッセルⅠ規則の解釈は否定的である⁽⁷¹⁾。ただし同規則に関しては、前述1(2)で見たように不法行為地管轄の根拠に被害者保護が挙げられない上での解釈であることに注意すべきである。

(3) 具体的事件における不法行為地の決定

裁判実務の具体的判断を、いくつかピックアップして検討する。

(a) 製造物責任

裁判例は一致して、製造物の製造（および設計）の地を加害行為地と解する⁽⁷²⁾。結果発生地について、全日空機羽田沖墜落事件・前注④は、それが加害者の全く予測しえないような隔絶した地であって、加害者の不利益が、被害者の保護および証拠の収集の便宜等の利益に比して著しく大きい場合は、公平の観点から、それを不法行為地に含めるのは相当でないとも考えられると述べた。加害者の予見可能性のみならず、被害者保護や証拠収集の便宜も含めた柔軟な決定⁽⁷³⁾の考えを提示していることに、注意すべきである。

(b) 詐欺事件における結果発生地

ドイツ自動車購入代金詐欺事件・前注⑨は、「欺罔行為により現実に金員を支出して同額の損害を受けたこと」という不法行為の直接的損害（結果）⁽⁷⁴⁾の発生地を、被害者が「代金の送金をした地」と判断し、日本の管轄を認めた⁽⁷⁵⁾。これに対して、海の勝利事件・前注⑨は、欺罔行為による直接的な結果（損害）と考えられる「映画上映権取得のために支出した金員」には特に言及せず、前述3(2)(b)および(c)で見たように、「興行収入の純益金を得られなかったこと」という損害について興行予定地であった日本の管轄を認めた。後者が米国訴訟への対抗訴訟であり、欺罔行為はなかったとの実体判断が管轄肯定に影響しているのかも知れないが、結果の捉え方が異なったことは興味深い。

(c) 担保権の不当実行

みずほ銀行担保権実行事件・前注⑤では、日本の銀行の日本に所在する支店口座の預金に対して日本で預金担保が設定され、これが実行されて日本会社の貸付債務に充当がされた事実につき、日本は加害行為地であるとされた。他方で、日本は損害（結果）発生地であるとの見解もあり⁽⁷⁶⁾、加害行為地か結果発生地かの判断が分かれ得るケースとして、興味深い。

(d) ノウハウ（営業秘密）の侵害

グールド事件・前注⑦では、ノウハウ侵害の前提となった契約の締結、交渉、契約書の作成、それに従った技術指導、および加害行為とされているものうち情報の入手という重要な行為が日本で行われたことを理由に、日本の管轄が認められた。しかしながら、ノウハウ侵害に関しては、上記の行為の地に加えて、ノウハウ情報の発信地や受領地、ノウハウ使用製品の（推定）販売地や（推定）市場地、ノウハウの管理地⁽⁷⁷⁾などが関係し、いずれが加害行為地または結果発生地か、判然としないケースもあり、注意を要する⁽⁷⁸⁾。

(e) 警告書の送付による営業妨害

ウルトラマン事件・前注③は、「被上告人が本件警告書を我が国内において宛先各社に到達させたことにより上告人の業務が妨害されたとの客観的事実関係は明らかである」と、4(2)で後述する客観的事実関係の証明に焦点を当てた判示をし、日本は加害行為地なのか結果発生地なのか、またはその双方であるの

か、必ずしも明瞭に述べていない⁽⁷⁹⁾。判決文からすると、警告書の到達が加害行為でありそれが日本で行われた、すなわち日本は加害行為地であるとの理解をしていると読むのが素直な解釈であろうか⁽⁸⁰⁾。他方、「被害者が日本で営業する会社であること」から、「営業上の信用の毀損という結果（損害）が日本で発生した」と見ると⁽⁸¹⁾、日本は結果発生地でもあったという読み方もできる。

(f) 共同不法行為

香港三越事件・前注⑧では、香港での預金の無断引出し・領得にかかる不法行為に関して親会社の指示がされた地（原告の主張によれば日本）が問題となった。裁判所は、原告は預金の無断引出し・領得の行為を不法行為として損害賠償請求しており、親会社の指示は請求原因を構成していない（ので、親会社の指示地は不法行為地でない）としたが、他方で、共同不法行為における共謀の事実是不法行為地を定める基準とならないと判示した。共謀は不法行為の実行行為の前段階に位置づけられ、不法行為の構成要素に該当しないとの判断と解される。ジレット事件・前注⑧では、親会社の子会社に対する教唆または両社間の共謀が不法行為として原告によって主張されたが、不法行為の一応の証明がないとされ、不法行為地に関する具体的判断はされなかった⁽⁸²⁾。

(5) 小 括

裁判実務において、不法行為地の裁判籍が日本にないとされたケースは全体から見てそれほど多くない。サンウエイ号事件・前注⑤、香港三越事件・前注⑧、文芸春秋事件・前注⑨などに限られる⁽⁸³⁾。「不法行為があった地」に関しては、派生的経済損害の問題が裁判例も分かれており、重要であろう。ひとくちに派生的経済損害といっても、事例に応じて重要性が異なり、とりわけ人身被害における遺族の扶養利益などについては弱者保護的観点も加味して判断する必要性が大きいと思われる。加害者の予見可能性は確かに重要な要素であるが、前述1(2)の根拠論も前提にすると、証拠収集の便宜などを含めた広い視野での判断が必要であり、予見可能性の観点からのみ切り取られる問題ではないであろう。他方で、加害行為地か結果発生地かが具体的には容易でないケースもあることに注意すべきである。この点は、結果発生地に予見可能性の要件を

付加する案(後述5(2)(b)参照)にとっては、十分な注意を要するところである。

4 審理対象の限定および原因事実の符合

(1) 結果発生地における審理対象の限定

複数の国で販売されている雑誌に名誉毀損記事が掲載された場合、どの国にどのような範囲の損害に関して管轄が認められるか。ブリュッセルI規則(条約)の解釈として有名なShevill判決⁽⁸⁴⁾は、イングランドに住所を有する英国人らが、フランス、イングランドおよびウェールズで頒布された新聞の記事により名誉を毀損されたとして、新聞を発行したフランスの新聞社に対してイングランドで提起した損害賠償の訴えに関して、この問題を扱った。EU司法裁判所はまず、①加害行為地は出版社の事業所所在地、②結果発生地は出版物の頒布地(被害者がそこで知られている限りにおいて)であると判断した。しかしながらShevill判決の特徴は、各管轄地において審理できる損害の範囲を、次のように分けたことである。①出版社の事業所所在地は常に損害の全体について管轄を有するが、②結果発生地国は自国内で発生した損害についてしか管轄を有しない。この理由は、結果発生地国が最も適切に裁判することができるのはその国で発生した損害についてだからである、と述べられている。この事件では、イングランドおよびウェールズでの販売部数は全体の少数であったので、原告はイングランドではその割合のみの損害賠償しか得られない。全体的な損害賠償を得るためには、フランスで提訴する必要があることになるだろう。

日本の裁判例でこの問題を扱ったものはない。実のところ欧州では現在も賛否両論があり⁽⁸⁵⁾、日本でも同様の解釈を採用すべきかが議論されている状況にある。注意すべきは、ブリュッセルI規則の不法行為地管轄の根拠として被害者保護は特に挙げられないので(前述1(2)参照)、そのことが法廷地漁りへの対応を意識したShevill判決の結論に影響していると考えられることと、日本では客観的併合(民訴法7条参照)が存在するため、結果的に全損害について結果発生地の一つで裁判できるという指摘がある⁽⁸⁶⁾ことである。

(2) 管轄原因事実と請求原因事実の符合

不法行為地管轄に関しては、管轄原因事実と請求原因事実が符合する場合につき、前者の判断は手続的にいかに行われるべきかという問題がある。諸説あるが⁽⁸⁷⁾、最高裁がウルトラマン事件・前注③で客観的事実関係証明説を採用し、一応の決着がついた。しかしながら、パズル的な考察の必要や内在する限界⁽⁸⁸⁾から、実際の事件において十分に機能するか懸念もあった。その後、同説に従い、証明なしとした裁判例に、オーストラリア営業秘密不正取得事件・前注⑦⑨とノーザン・エンデバー号事件・前注⑧⑨⁽⁸⁹⁾、ありとしたものに光モジュール事件・前注⑦⑩とADSL モデム事件・前注⑧⑩⁽⁹⁰⁾がある。ADSL モデム事件は、共同不法行為に同説を適用した初の判断であり、立証すべき事実として、①不法行為の実行行為、②客観的関連共同性を基礎付ける事実または幫助・教唆行為の客観的事実、③損害の発生、および④事実的因果関係を提示した。

被告の負担減が客観的事実関係証明説の主眼であるが、いずれの事件でも実体判断（本案判決）と言えそうな詳細な事実認定と規範へのあてはめがされている。すなわち判決を読む限り、同説は非常に複雑かつ困難な作業を実務に要求するものであり、また、実体判断の先取りとなる可能性が極めて大きく、問題が多いといえる⁽⁹¹⁾。同説については、本来の狙いの達成度合いを慎重に検証し、再検討ないし再構成をする必要があると思われる。

5 国際裁判管轄調査研究報告書の検討

現在、法制審議会国際裁判管轄法制部会で行われている国際裁判管轄立法の審議⁽⁹²⁾では、「国際裁判管轄に関する調査・研究報告書」（2008）（以下、調査研究報告書）⁽⁹³⁾が議論の土台とされている。不法行為に関する訴えについては、その第3の5⁽⁹⁴⁾が定め、また本稿の関連として、製造物責任関係の訴え（第5の5）、債務不存在確認の訴え（第3の10）、管轄原因事実の証明（第7の4 その他1）がある⁽⁹⁵⁾。以下、裁判例などの分析をもとに、調査研究報告書において検討されている不法行為地管轄立法について検討する。

(1) 概 説

調査研究報告書をまとめると、加害行為地には特に問題がないが、結果発生地には、①経済的な損害の問題、②予見可能性による制限の問題がある、ということであろう。そして、製造物責任や債務不存在確認の訴え、管轄原因事実の証明については特に規定を設けずに解釈に委ねるとされている。以下、これらを中心に私見を述べる。

(2) 私 見

(a) 経済的な損害の発生地および製造物責任

前述 3 (2)(c)で若干詳しく検討した通り、all or nothing ですべての経済的な損害を結果発生地から排除するのは、行き過ぎであろう。まず、調査研究報告書は不法行為の直接的な結果が経済損害であるケースも対象とするようであるが、これは過剰であろう。次に、派生的な経済損害に限る趣旨であるとしても、証拠収集の便宜や被害者保護などの観点から不法行為地管轄を肯定する必要性は否定され得ないのであり、かかる方向性を基本とすべきである。具体的には、死亡や重度の障害を引き起こす人身被害の不法行為のうち、とりわけ個人対企業の関係における製造物責任や航空機墜落の事件に関して、派生的な経済損害の発生地にも不法行為地管轄を認めるべきと思われる。

(b) 結果発生地の予見可能性

予見可能性を特段の事情判断に任せず、裁判籍ルールをできるだけ明確にすべきという視点は、魅力的な提案のように見える。しかしながら、通常予見可能性の基準は必ずしも明確でなく、具体的な判断において基準の明確性が得られるわけでないというのはその通りであろう⁽⁹⁶⁾。また、この要件は結果発生地に関係するところ、個々の不法行為において何が加害行為で何が結果発生かが分明でないケースもあることは、すでに見たとおりである⁽⁹⁷⁾。さらに、予見可能性のみを要件として取り出すことについて、証拠収集の便宜が一般的に基本とされる根拠論(前述 1 (2)参照)から確たる論証が可能か、定かでない。予見可能性の要件化の提案は 1999 年ハーグ条約案の影響を受けたものと考えられるが、同条約案のこの部分は米国の憲法上の要請を背景とするものであり

(前述 1 (1) 参照), 必ずしも直接には日本法の態度決定につながるものでないことにも注意すべきである。以上のことから, 裁判籍決定の段階で予見可能性を特に要件化とする必要はないと考える。

(c) 差止と将来の不法行為地

この点については, これを認める明文規定を入れるべきと考える。2 (7) で前述したように, 現在の法解釈の基本は将来の不法行為についても不法行為地管轄を認めるものであり, 文言上の疑義を払拭しておく必要があるであろう。

(d) 結果発生地における審理対象

Shevill 判決のような審理対象の限定はすべきでないと考える。その理由は前述 4 (1) で示唆したが, これは被害者保護の観点も加味して考えるべき問題であると思われるからである。また他方で, ある結果発生地は当該地での結果についてしか審理の適性がないということと, 被告住所地は何ら結果発生地でなくとも他の地で発生した全結果について審理できるということに釣り合いがなく, 合理的な説得力が認められないからである⁽⁹⁸⁾。

(e) 債務不存在確認の訴え

加害者からの債務不存在確認の訴えを全面的に禁止する必要はない。ただし, 不法行為事件は被害者からの提訴が自然な形であり, そこにおいては被害者が本来法廷地を選択できるべきであるから, 加害者が債務不存在確認の訴えにより被害者の選択の利益を奪うのは適切でない。債務不存在確認の訴えの中で, 被害者が当該法廷地と異なるその他の管轄地を選択した場合, その選択が尊重されるような方策を検討すべきである。

(f) 管轄原因事実の証明

明文規定を置く必要はないと考える。ただし, 4 (2) で前述したように, 現在の客観的事実関係証明説には問題も少なくないので, 証明すべき客観的事実関係の範囲をより絞り込むなどの解釈論を展開する必要があるだろう。

(g) 国際原子力損害賠償

国際原子力損害賠償事件については特別な専属管轄ルールが国際条約によって一般に採用されているが⁽⁹⁹⁾, 日本は条約に加盟していない。注意すべきは, 条約上の専属管轄による被害者の法廷地アクセスの制限は, ある種その代償と

位置づけることも可能な、被害者に対する各種の手続的救済とセットになっていることである。後者がないまま管轄についてのみ専属性を志向した規律を行うことには、慎重であるべきと思われる。

おわりに

不法行為については契約取引と異なり事前に管轄の合意をすることが困難であるため、不法行為地管轄は実務において重要な特別裁判籍であり、裁判例が比較的多いこともその重要性の証左といえる。その意味で、不法行為地管轄をどのように形作るかは、国民の権利保護との関係でも、今回の国際裁判管轄立法において注目されるべきところである。本稿における考察が立法にあたって参考になるならば、筆者にとっては望外の幸せである。

最後に、国際私法の分野における不法行為地管轄の議論との関連性が問題となる刑事法上の損害賠償手続について述べて、結びとする。2008(平成20)年12月1日に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の17条は、殺人などの刑事被告事件の被害者が、当該事件の係属する地方裁判所に対して、当該事件の事実を原因とする不法行為に基づく損害の賠償を被告人に命ずることの申立てをすることができると定める。この損害賠償命令の申立ての制度によると、被害者が日本人であるということ(刑法3条の2)以外、すべての要素が外国に関連がある事件について(例えば、外国に住所を有する外国人が外国で日本人を殺害し、たまたま来日したところを逮捕されて公訴提起された場合)、被害者側からの損害賠償の請求について日本の国際裁判管轄権が認められるのと同じ結果になっている⁽¹⁰⁰⁾。従来の国際裁判管轄の議論からは過剰管轄であるとの批判が可能であり、刑事法分野と国際私法分野の間で整合性の検証が必要であると思われる。今回の国際裁判管轄の立法論をきっかけにして、このような点にも議論の輪が広がり、理論的分析の深化がなされることが期待される。

(1) 1996(平成8)年改正前15条1項「不法行為ニ関スル訴ハ其ノ行為アリタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得」、さらに1926(大正15)年改正前の1890(明治

23) 年民訴法 20 条「不正ノ損害ノ訴ハ責任者ニ対シ其行為ノ有リタル地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得」を受け継ぐ規定である。

- (2) 国際裁判管轄に関しては諸説あるが、私見は次の通りである。まず、民訴法の土地管轄規定が国際裁判管轄も定める二重機能を有することを前提にする。そして、当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念を内容とする特段の事情による調整を必ずしも否定はしない。ただ、裁判籍規定はできる限り精密に設定し、特段の事情判断は制約的な運用となるようにすべきである。
- (3) 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務体系 3 国際民事訴訟法（財産法関係）』91 頁（青林書院，2002）参照。最高裁はウルトラマン事件（最判平成 13 年 6 月 8 日民集 55 巻 4 号 727 頁。香港から日本などに送付されたタイ人からの警告書で著作物の独占的利用権を侵害しているとされた日本会社が提起した損害賠償などの訴えについて、管轄肯定）で、国際裁判管轄における妥当性を特に問題とせず、不法行為地管轄を用いている。なお本稿では事件に名称を付すが、一般的な呼び方でないものもあることについてはご寛容頂きたい。
- (4) 一般的には、米国の国際裁判管轄が過剰であるとして非難されるイメージがあるが、不法行為地管轄に関しては、米国が欧州のルール（ブリュッセル I 規則 5 条 3 号。後注⑫参照）を、予見可能性（後注⑩の本文①「意図的な利用」参照）の要件による制限がなく過剰であると非難していた。
- (5) 不法行為事件では被告住所地などに基づいて管轄が認められる事案も多数あるが、本稿は不法行為地管轄をテーマとするので、これらについては必要な限りで言及するに留める。また、日本が加盟する条約（国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（1999）など）の国際裁判管轄規定については、検討の対象外とする。
- (6) 本稿は、2008 年 5 月 11 日に中京大学で開催された国際私法学会第 117 回大会における報告「特別管轄－不法行為管轄など」をベースにする。報告の際に貴重なご質問・ご意見を下さった先生方には、改めてここで御礼を申し上げる。不法行為地管轄に関連するも、他の報告との関係で対象から外した事件類型（知的財産侵害、船舶衝突など）は、本稿においても検討の対象外とし、必要に応じて言及するに留める。また、本稿において文献の参照が必ずしも網羅的でないことについては、ご寛容をお願いする次第である。
- (7) 以上の各国法規定に関しては、「参照条文（各国の国内法）」[国際裁判管轄法制部会資料 7] (<http://web.moj.go.jp/SHINGI/081017-1-9.pdf>) に日本語訳がある。
- (8) 裁判所の許可はその裁量にかかっており、イングランドにおける不法行為地管轄は裁判所の利益衡量的判断に服する。1 Dicey, Morris & Collins, *The Conflict of Laws*, 14th ed., 388, 389 (2006). なお最新の CPR について、<http://www.justice.gov>.

uk/civil/procrules_fin/index.htm 参照。

- (9) 1 Robert C. Casad & William M. Richman, *Jurisdiction in Civil Actions*, 3rd ed. 441 (1998).
- (10) Gary B. Born & Peter B. Rutledge, *International Civil Litigation in United States Courts*, 4th ed., 78-84 (2007).
- (11) 張青華『中国涉外関係法』208頁(商事法務研究会, 1997), Mo Zhang, *International Civil Litigation in China: A Practical Analysis of the Chinese Judicial System*, 25 B.C. Int'l & Comp. L. Rev. 59 (2002).
- (12) Council Regulation (EC) 44/2001, [2001] OJ L12/1 (いわゆるルガノ条約の5条3号も同様。後述の1999年ハーグ条約案も含めて, 「参照条文(諸外国が締結している条約)」[国際裁判管轄法制部会資料6] (<http://web.moj.go.jp/SHINGI/081017-1-8.pdf>) 参照)。Burkhard Hess, Thomas Pfeiffer & Peter Schlosser, *The Brussels I-Regulation (EC) No 44/2001*, 56 (2008) は, ブリュッセル I 規則施行5年後の状況を評価した公式報告書であるが, 5条3号に特に問題はないという。なお同規則は, 欧州の同質性をベースに判決の自由移動を目指すものであり, このような基盤がない日本と外国との関係を規律する日本の管轄立法でまずもって対等な視点で参照すべきは, 過剰管轄をも依然認める各国国内法であると思われる。よって基本的に, ブリュッセル I 規則は副次的な参考対象に留められるべきものとする。この点に関して, 齋藤彰「イングランド国際民事訴訟法の革新: 国際裁判管轄を統合する『ナチュラルフォーラム』概念の完成」国際私法年報5号64頁(2003) 参照。
- (13) 米・欧が対立したポイントの一つであったことについて, 前注(4)参照。なお, 続く2001年6月の暫定条文案について, 道垣内正人「2001年6月の外交会議の結果としての『民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約案』」NBL 732号71, 63-64頁(2002) 参照。
- (14) See, Georges A. L. Droz, *Regards sur le droit international privé comparé*, Recueil des Cours de l'Académie de droit international de La Haye, t. 229 (1991-IV), 288 (1992); Campbell McLachlan, *Transnational Tort Litigation: An Overview*, in Campbell McLachlan & Peter Nygh., *Transnational Tort Litigation: Jurisdictional Principles*, 12 (1996).
- (15) 池原季雄=平塚真「涉外訴訟における裁判管轄」鈴木忠一=三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座6 涉外訴訟・人事訴訟』21頁(日本評論社, 1971)。また, 高橋宏志「国際裁判管轄—財産関係事件を中心に—」澤木敬郎=青山善充編『国際民事訴訟法の理論』69頁(有斐閣, 1987), 道垣内正人「国際的裁判管轄権」新堂幸司・小島武司編『注釈民事訴訟法(1) 裁判所・当事者(1)』131頁(有斐閣, 1991)

- など。高部眞規子「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 13 年度(下)486 頁(2004)も同旨。裁判例としては、サンウエイ号事件(東京地判昭和 59 年 2 月 15 日下民集 35 卷 1 = 4 号 69 頁。米国におけるパナマ籍船仮差押えが不当であるとしてパナマ法人が米国の銀行に対して提起した損害賠償の訴えについて、管轄否定)参照。
- (16) ナンカセイメン事件(東京地判平成 3 年 1 月 29 日判時 1390 号 98 頁, 判タ 764 号 256 頁。日本会社が製造した製麺機の欠陥に関して米国で提起された製造物責任訴訟に関して米国法人が米国で提起した求償の訴えへの対抗訴訟について、管轄否定)や、ニュージャージー家族紛争事件(東京地判平成 10 年 11 月 27 日判タ 1037 号 235 頁。子の監護に対する妨害や自身に対する扶養の妨害などを理由に米国ニュージャージー州在住の母が日本在住の祖母に対して同州で提起した損害賠償の訴えへの対抗訴訟について、請求の一部の管轄肯定)など参照。
- (17) 高橋・前注(5) 69 頁。①～④を必ずしもすべて示さない裁判例も、証拠収集の便宜は挙げる。関西鉄工事件(大阪地判昭和 48 年 10 月 9 日判時 728 号 76 頁。日本会社が製造したプレス機の欠陥に関して米国で提訴された製造物責任訴訟に関して米国法人が米国で提起した求償の訴えへの対抗訴訟について、管轄肯定)参照。
- (18) 不法行為地の偶然性は準拠法に関して特に問題であったところ、法の適用に関する通則法は、最密接関係地法(20 条)などの例外によってこれに対処している。
- (19) ただし証拠は、事件の主たる争点との関連で重要性が決められるべきことについて、松岡博編『国際関係私法入門』287 頁[多田望](有斐閣, 2007)参照。
- (20) American Law Institute, *Restatement, Second, Conflict of Laws* (1988 Revisions), § 36, Comment c. かつては、非居住被告は行為により行為地の管轄権に服することに黙示的に同意していることも根拠として挙げられたが、現在では不適切とされている (*Id.* Comment f)。黙示的同意は, *Pennoyer v. Neff*, 95 U.S. 714 (1878) の下では交通事故の他州居住加害者に対して管轄権を及ぼせないという不都合を回避するために考え出された、法廷地州における物理的「所在」の法的フィクションであった。Friedrich K. Juenger, *An Addendum on the United States Approach, in Transnational Tort Litigation*, *supra* note 14, 38.
- (21) *Eg.*, Droz, *supra* note 14, 289.
- (22) 3 で後述する「不法行為地」概念については本文の通りの指摘がしばしばされるが(後注 68 の本文参照)、「不法行為に関する訴え」についても同様であると解される。なおイングランドでは、不法行為の概念はイングランド抵触法による準拠法が決定するとされる一方で (*Metall und Rohstoff AG v Donaldson Lufkin & Jenrette Inc.*, [1990] 1 Q.B. 391 (CA)), ブリュッセル I 規則では自律的概念であるとされる。Case 189/87 *Kalfelis v Schröder* [1988] E.C.R. 5565. *See also*, Dicey, Morris &

Collins, *supra* note 8, 388, 416.

- ㉔ 東京地判平成元年8月28日判時1338号121頁, 判タ710号249頁。米国カリフォルニア州で販売された雑誌において妻を殺害した犯人と名指しされた日本人が日本の出版会社に対して同州で提起した損害賠償訴訟への対抗訴訟について, 管轄否定。
- ㉕ 東京地判昭和49年7月24日下民集25巻5=8号639頁, 判時754号58頁, 判タ312号241頁。日本で墜落した航空機を製造した米国法人に対する製造物責任訴訟について, 管轄肯定。
- ㉖ 名古屋地判平成15年12月26日判時1854号63頁, 名古屋地判平成16年5月27日判例集未登載 LEX/DB28092234。日本で墜落した航空機を運航していた台湾法人およびそれを製造したフランス法人に対する損害賠償の訴えについて, 管轄肯定。
- ㉗ 東京地判昭和59年3月27日下民集35巻1=4号110頁。福岡県で起きた自衛隊ヘリコプター墜落事故に関して米国法人に対して提起された損害賠償の訴えについて, 管轄肯定。
- ㉘ 不法行為の典型例である交通事故については, バンコク事件(タイで発生した交通事故に関して, タイに居住する日本人加害者と同人の使用者である日本会社に対して日本居住の日本人被害者が提起した損害賠償などの訴えについて, 管轄肯定)がある。しかしながら利益衡量説により管轄が判断されたため, 不法行為地管轄規定に沿った処理はされなかった。
- ㉙ 東京地判昭和40年5月27日下民集16巻5号923頁, 判タ179号147頁。映画の輸入に関する詐欺を理由に損害賠償訴訟を米国で提起された日本会社らによる対抗訴訟について, 管轄肯定。
- ㉚ 静岡地判沼津支判平成5年4月30日判タ824号241頁。自動車購入に関する詐欺を理由に日本会社がドイツ在住日本人に提起した損害賠償の訴えについて, 管轄肯定。
- ㉛ 東京地判昭和62年6月1日金商790号32頁。保管を依頼していた香港の銀行預金が出稼の同僚ら, その雇主である日本法人およびその香港子会社の共謀によって無断で引き出されとして, 日本居住者が提起した損害賠償の訴えについて, 日本に住所を有しない外国人に関して, 管轄否定。
- ㉜ 東京地判平成9年2月5日判タ936号242頁。継続的売買契約の共謀的な不当解除を理由に日本会社が米国法人およびその日本とシンガポールの子会社に対して提起した損害賠償の訴えについて, 外国法人に関して, 管轄否定。
- ㉝ 東京地判平成17年6月17日判タ1243号136頁, 控訴審である東京高判平成18年10月24日判タ1243号131頁。韓国会社から日本の子会社設立を委任されたにもかかわらず一方的に委任契約を解除されたとして受任者が提起した損害賠償の訴えについて, 管轄肯定。

- ㉓ 東京地判平成 7 年 4 月 25 日判時 1561 号 84 頁, 判タ 898 号 245 頁。米国法人所有のハワイ不動産売却の代理権を有すると主張する代理人らが売却への関与を当該法人および日本会社 4 社により共謀で妨害されたとして提起した損害賠償の訴えについて, 米国法人に関して, 管轄否定。
- ㉔ 東京地判平成元年 3 月 27 日労民 40 卷 2 = 3 号 323 頁, 判タ 703 号 264 頁。米国親会社が専ら組合つぶしのために日本子会社の閉鎖を偽装し, 後者を解雇されたと主張する日本居住者らが提起した損害賠償の訴えについて, 管轄肯定。
- ㉕ 東京地判平成 19 年 3 月 20 日判時 1974 号 156 頁。米国不動産投資の配当金に由来する日本の銀行口座の預金債権に対して日本の銀行がした担保権実行により損害を被ったとして, 預金債権者のグループ企業である米国法人らが日本の銀行とその関連企業に対して米国で提起した損害賠償の訴えへの対抗訴訟について, 管轄肯定。
- ㉖ 東京地判平成元年 6 月 19 日判タ 703 号 246 頁。製造物供給契約の製品の仕様不適合により損害を被ったとして米国法人が米国で提起した損害賠償の訴えへの対抗訴訟について, 管轄肯定。
- ㉗ 東京地判平成 18 年 4 月 4 日判時 1940 号 130 頁。台湾法人が製造した部品を組み込んだ製品を転売したが, 部品の欠陥のために製品の交換を余儀なくされ損害を被ったとして, 日本会社が台湾法人および部品上にロゴマークがあった米国法人に提起した損害賠償の訴えについて, 管轄肯定。
- ㉘ 東京地判平成 7 年 3 月 17 日判時 1569 号 83 頁。オーストラリアから鉄鉱石を運送してきた船舶の沈没による運送品滅失に係る損害賠償債権の保険代位に基づく訴えについて, 管轄肯定。
- ㉙ 東京地判平成 18 年 10 月 31 日判タ 1241 号 338 頁。シンガポール籍船の再傭船を受けていた日本の海上運送人がシンガポールの船舶所有者および英国の船主責任保険者に対して提起した運送品滅失に係る損害賠償の訴えについて, 管轄否定。
- ㉚ 東京地判昭和 57 年 4 月 22 日判タ 476 号 118 頁は, 取締役の第三者に対する責任(旧商法 266 条の 3。会社法 429 条)の訴訟について管轄を肯定した事例であるが, 事実の詳細は不明である。
- ㉛ 関西鉄工事件・前注⑦, 全日空機羽田沖墜落事件・前注④, ナンカセイメン事件・前注⑥, 中華航空事件・前注⑤, 光モジュール事件・前注⑧参照。これに対して, 製造物責任独自の管轄ルールを模索する学説として, 後藤明史「製造物責任訴訟の裁判管轄権」国際私法の争点 152 頁 (1970), 松岡博『国際取引と国際私法』32 頁 (晃洋書房, 1993) など参照。
- ㉜ 関西鉄工事件・前注⑦, 全日空機羽田沖墜落事件・前注④参照。なおブリュッセル I 規則 (条約) では製造物責任は「不法行為」と解釈されるところ, フランスで

は一般に製造物責任は契約（購入者に対する契約上の保証の黙示的譲渡）責任と考えられるため、管轄は不法行為だが実体判断は契約責任による解決がフランス裁判所ではされるだろうとの興味深い指摘がある。Peter Schlosser, *Product Liability, in Transnational Tort Litigation*, *supra* note 14, 74-75.

- 443 最決平成16年4月8日民集58巻4号825頁。日本会社Yによる製品の販売・輸出入の行為が不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争に当たるとして、日本会社Xが販売差止・損害賠償などの訴えを提起した（大阪地判平16・11・09判時1897号103頁。ミーリングチャック事件。渉外的要素を含む法律関係として不法行為の準拠法決定が問題となった）。この事件に関係して、差止請求権をXが有しないことの確認を求めてYが提起した訴えについて、名古屋地裁から大阪地裁への移送が問題となったのが、ミーリングチャック移送事件である。
- 444 5で後述する調査研究報告書66頁はこの最決を前提に、知的財産権の侵害に基づく差止訴訟（原文は、「損害賠償」訴訟とあるが、「差止」訴訟のミスプリであろう）について別段の定めを置かない限り、「不法行為に関する訴え」に該当するものとして国際裁判管轄を定めることになるとする。なお、著作権に基づく米国法人に対する差止・損害賠償請求に絡む鉄人28号事件（東京地判平成14年11月18日判時1812号139頁）は、仮に差止の「訴えが不法行為に関する訴えに当たると解することができるとしても」との慎重な言い回しの後で不法行為地を判断したが（管轄否定。控訴審である東京高判平成16年2月25日判例集未登載LEX/DB28090890も同旨）、著作権侵害を理由とする損害賠償請求のほか、著作権に基づく書籍の製作・販売・頒布の差止請求も問題となった企業主義の興隆事件（東京地判平成12年1月28日判例集未登載LEX/DB28050273）は、特に問題とすることなく不法行為地である日本の管轄を認めた。
- 445 道垣内正人「判批」判評398号169頁（判時1409）（1992）、渡辺惺之「判批」私法判例リマークス〔5〕〈1992[下]〉166頁（1992）、佐野・前注③93頁参照。
- 446 文言上の根拠として、「不法行為に『関する』訴え」と規定しているのも、訴訟物が不法行為に基づく請求権である場合だけでなく、本件のように実質的に不法行為の請求権と同視しうるものも含む趣旨である」ことも挙げた。この点については、道垣内・前注445の反論もある。
- 447 求償については、不法行為地管轄の利用を認めた上で例外的に特段の事情があれば管轄を否定する対応で十分であると思われる。米国のAsahi Metal Industry Co. v. Superior Court of California, Solano County, 480 U. S. 102（1987）は、製造物責任訴訟を提起された台湾法人X（日本会社Y製造のバルブを組み込んでタイヤを製造した）がYに対して提起した求償請求について管轄が否定された事件であるが、相当

性の判断（前注⑩の本文の②参照）の中で、求償が問題となっていることやその基礎となるXY間の取引が台湾で生じたことなどの事情が管轄否定の方向で考慮されており、具体的事情に基づく処理の仕方として示唆に富む。

- ④⑨ この点について佐野・前注③ 94 頁は、疑問とする。
- ④⑨ 関西鉄工事件・前注⑦も同旨。なお、米国大使館オイル窃取事件（東京地判平成 7 年 10 月 27 日判時 1572 号 96 頁，判タ 891 号 71 頁。従業員によるオイル窃取に関して雇主である米国法人に対して被害者である米国が提起した損害賠償の訴えについて、管轄肯定）では、米国判例法上の不法行為的契約違反が問題となった。
- ⑤⑩ なおブリュッセル I 規則に目を転ずると、不法行為地管轄（5 条 3 号）は契約の義務履行地管轄（5 条 1 号）との関係で厳密に定義され、契約事件と捉えられれば不法行為地管轄は利用できないとされている。Dicey, Morris & Collins, *supra* note 8, 416. ただし、この点についての解釈は、あまり実りのない論争であるとの評価が妥当するかも知れない。齊藤・前注⑫ 96 頁注 106 参照。
- ⑤⑪ 疑問を呈するのは、池原季雄「国際裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新実務民事訴訟講座 7 国際民事訴訟・会社訴訟』32 頁（日本評論社，1982），道垣内・前注⑤ 123 頁，生産物責任に関して松岡博『現代国際私法講義』296 頁（日本評論社，2008）。佐野・前注③ 96 頁は一応肯定するが、特段の事情での考慮を安全弁とし、確認の利益にも配慮が必要とする。
- ⑤⑫ 品川煉瓦事件・前注③，ニュージャージー家族紛争事件・前注⑦，みずほ銀行担保権実行事件・前注⑤など。ミーリングチャック移送事件・前注④も、差し請求権の「不存在確認を求める訴えは…民訴法 5 条 9 号所定の訴えに該当する」と述べる。
- ⑤⑬ 海の勝利事件・前注⑧は、債務不存在確認の訴えでは「被告（不法行為にもとづく損害賠償債権の存在を主張している）の主張するところ」に従って不法行為地を決定すべきとする。これは、被告（被害者）の主張通りに不法行為地を認定するという意味でなく（現に裁判所は、日本は不法行為地でないという被告の主張に従っていない）、紛争の対象である不法行為がどのような内容のものかという請求の範囲については、権利者側である被害者の主張に従い、それを前提に不法行為の構成要素の発生地を裁判所が決定する趣旨のようである（ニュージャージー家族紛争事件・前注⑦も参照）。文芸春秋事件・前注⑧は、「本件においては、被告が主張するところの、原告が本件雑誌を被告の居住するカリフォルニア州で販売し、被告の名誉を毀損したことが不法行為であって、右雑誌を日本国内で編集及び出版したことは本件不法行為の内容を成していない」と述べて不法行為地をカリフォルニア州としたが、これも同旨であると思われる。
- ⑤⑭ 1999 年ハーグ条約案に関する議論であるが、道垣内正人「ハーグ裁判管轄外国判

決条約案の修正作業——外交会議の延期と打開案の模索」ジュリスト 1194号 72, 77頁(2001)参照。

- ㉔ ミーリングチャック移送事件・前注㉓は、「不法行為に関する訴え」は「違法行為により権利利益を……侵害されるおそれがある者が提起する侵害の……予防を求める差止請求に関する訴えをも含む」という。
- ㉕ グールド事件(東京地判平成元年5月30日判時1348号91頁,判タ703号240頁。ノウハウの侵害に絡んで米国法人が米国で日本会社らに提起した損害賠償などの訴えへの対抗訴訟について,管轄肯定)での差止の対象は,すでにされたノウハウの盗取行為でなく,盗取された技術情報を使用した日本における将来の製造行為などと考えられる。渡辺惺之「客観的併合による国際裁判管轄」石川明先生古稀祝賀『現代社会における民事手続法の展開上巻』381頁(商事法務,2002)参照。
- ㉖ なおブリュッセルⅠ規則はブリュッセル条約を修正し,発生する可能性のある不法行為への適用を明定する。しかし同条約でも同旨の解釈はすでに存在し,Case C-167/00 *Verein für Konsumenteninformation v Henkel* [2003] E.C.R. I-8111は,消費者契約中の不公正な条項をオーストリア消費者に対して将来使用することの禁止を事業者を求める消費者保護団体からの請求に5条3号を適用した。また,同条約を英国で国内法化したCivil Jurisdiction and Judgments Act 1982を適用したスコットランド会期裁判所判決に,スコットランドの新聞社による外国会社らへのドメインネームの将来における詐称の差止の管轄を同号により認めたものがある。理由として判決は,①自国領域内で生ずるおそれのある侵害行為に対する効果的な対応を,外国裁判所に頼ることなく自国裁判所ができることは重要である,②生ずるおそれのある不法行為と現に生じた不法行為の線引きは難しいことがある(例えば,工場が危険性のある物質を川に流し続けているが,まだ具体的な被害は生じていない場合)と述べた。*Bonnier Media Ltd v Greg Lloyd Smith*, 2003 SC 36。
- ㉗ 池原=平塚・前注㉕21頁。ただし初期には,不法行為に関する準拠法選択規則によって判断すべしとの説も存在した。江川英文「国際私法に於ける裁判管轄権(三・完)」法学協会雑誌60巻3号379頁(1942)。なおブリュッセルⅠ規則では,被告の行為が「侵害的な出来事(the harmful event)」か否かを判断する基準,また被害者が「侵害(the harm)」の存在・程度を立証するために必要とされる証拠は,法廷地の抵触法規則により選択される実質法によって判断される(*Shevill*事件・後注㉓段落39-41参照)。例えばイングランド法は,名誉毀損表現の出版行為によって被害者に対する損害の発生の推定をするので,同法が準拠法となる場合,被害者は侵害性の証明をする必要がなくなる。*Dicey, Morris & Collins, supra* note 8, 418。
- ㉘ 海の勝利事件・前注㉓,全日空機羽田沖墜落事件・前注㉔,サンウエイ号事件・

前注⑤, ヘリコプター事件・前注⑥, 文芸春秋事件・前注⑥, ドイツ自動車購入代金詐欺事件・前注⑥, 中華航空事件・前注⑤, 光モジュール事件・前注⑦など。なお, 損害発生地の語もよく使われるが, 裁判例には結果発生地と損害発生地を区別して特別な意味を与える様子はないように見受けられる。本稿では原則として結果発生地の語を用いる。

⑥ 高橋・前注⑤ 63 頁など。ただし, 加害者の予見可能性を基準に結果発生地を制限的に捉えるものとして, 池原＝平塚・前注⑤ 22 頁, 高部・前注⑤ 495 頁。

⑦ ①ドイツ (Haimo Schack, *Internationales Zivilverfahrensrecht*, 4 Aufl. 109 (2006)), ②フランス (Bernard Audit, *Droit international privé*, 5 éd, p. 296 (2008)), ③イングランド (Dicey, Morris & Collins, *supra* note 8, 388) など。ブリュッセル I 規則の解釈も同様で, これは Case 21/76 *Bier v Mines de Potasse d'Alsace SA* [1976] E.C.R. 1735; [1978] Q.B. 708 (証拠や訴訟審理の便宜などを理由として挙げた。木川裕一郎「ブリュッセル条約 5 条 3 号による不法行為地の国際裁判管轄」石川明＝石渡哲編『EU の国際民事訴訟法判例』83 頁 (信山社, 2005) 参照) に由来する。ただしこれに対しては, 加害者の予見可能性に欠けるとして米国が批判していることについて, 前注④参照。

⑧ ただし, 肯定する余地も残されていることについて, 後注⑦参照。

⑨ ただし, 基本的な加害行為 (日本国内にある会社の閉鎖およびこれを理由とする原告らの解雇) の地が日本であったケースであり, 損害発生地のみで管轄が認められた事案ではない。

⑩ 時おり肯定例としてドイツ自動車購入代金詐欺事件・前注⑥が引き合いに出される。しかし同事件は, 欺罔行為により「金員を支出して同額の損害を受けたこと」は不法行為によって「直接に」受けた損害であって, 結果 (損害) は物理的損害に限られないと判示したに過ぎず, 「派生的な」経済損害について判断したものではないと解すべきである。その上での結果 (損害) 発生地の具体的決定については, 後述 3 (3)(b) 参照。

⑪ 佐野・前注③ 92-93 頁, 道垣内・前注⑤ 131 頁, 芳賀雅顯「名譽毀損の国際裁判管轄権」石川明教授古稀記念論文集『EU 法・ヨーロッパ法の諸問題』461 頁 (信山社, 2002) など。

⑫ 木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之『国際私法概論 [第 5 版]』301-302 頁 (有斐閣, 2007) [渡辺惺之], 石黒一憲『国際民事訴訟法』150-151 頁 (新世社, 1996), 木川・前注⑥ 91 頁。

⑬ サンウエイ号事件・前注⑤は, 傭船料受領予定地と船舶売却地について不法行為地管轄を否定したが, 理由として加害者の予測可能性がないことのみでなく, 同地

は「本件不法行為自体の証拠蒐集の便宜から管轄権を認める合理性に乏しいし、……本件原告、被告間の訴訟状況、原告の地位等からして右各地点に管轄権を認め被害者の保護をはかる必要性も乏しい」ことも挙げていた。これは逆から言うと、具体的事件において証拠収集の便宜や被害者保護の必要性が認められるのであれば、これらの地にも管轄が認められる可能性があることを示唆している。

(68) Schack, *supra* note 61, 111-112.

(69) 1981年改正前フランス新民事訴訟法46条は、損害が被られ「ている」(est)地と定めていたことから、自己の住所地から離れた場所で事故に遭った被害者が、自己の住所地において損害を「被り続けている」という理由でその地で提訴できるかもしれないとの曖昧さがあったため、現在は損害が「被られた」(a été subi)地と定めてこれを払拭した。Audit, *supra* note 61, 296.

(70) *Booth v Phillips* [2004] EWHC 1437 (Comm.), [2004] 1 W. L. R. 3292 は、カナダとオーストラリアにならい、英国人未亡人による、夫のエジプトでの死亡に関する請求について、扶養利益の喪失は損害(結果)であり、その発生地は(未亡人が住む)イングランドであると判示し、派生的な経済損害が損害に含まれるとした。

(71) *Case C-220/88 Dumez France v Hessische Landesbank* [1990] E.C.R. I-49 では、被告であるドイツの銀行によるドイツでの資産運営上の過失によって、原告であるフランス会社のドイツ子会社が倒産したために原告が被告を訴えた事案について、親会社である原告がフランスで経済損害を受けたという事実によってはフランスに管轄は認められなかった。

(72) 関西鉄工事件・前注(7), 品川煉瓦事件・前注(6), ナンカセイメン事件・前注(6)。なお、全日空機羽田沖墜落事件・前注(4)は、「加害行為は航空機の製造が完成した段階で終了せず、欠陥ある航空機が航行している間継続していたと解すべきであり、航行中に事故が発生した日本も不法行為地である」という原告の主張を、加害行為の概念を不当に拡大するとして斥けている。

(73) 具体的には、①被告が全世界を自由に航行しうる航空機の製造等を業とする大資本の会社であること、②その製造した航空機が日本国内でも多数運航されていること、③航空機に欠陥がある場合における人命事故等の発生は航空機の性質上不可避なものであることに照らして、結果発生地である日本が被告の全く予測しえない隔絶した土地であるとは到底いえないと結論づけた。

(74) ドイツ自動車購入代金詐欺事件・前注(2)における結果については、前注(4)参照。

(75) 理由として裁判所は、当該事件では加害者にとって被害者が誰であるかは明らかであり、損害の発生地も十分に予測が可能であったため、加害者側に不公平な結果をもたらさないと述べた。これは、「送金銀行は、当事者の本拠地付近にあることが

通常であるから、送金銀行所在地に独立の裁判管轄を認めることは、原告住所地に管轄を認めることになって不当であり、更に、国際取引においては、第三国所在の銀行が利用されることがあり、かかる場合にも裁判管轄権を認めると著しい不合理な状態が生ずることになる」との加害者（被告）の主張に対するものである。

- ⑦⑥ 森下哲朗「判批」ジュリ 1353 号 145 頁（2008）。
- ⑦⑦ 渡辺惺之＝北坂尚洋「判批」Lexis 判例速報 10 号 96 頁（2006）参照。
- ⑦⑧ ノウハウ侵害事件として他に、オーストラリア営業秘密不正取得事件（大阪地判平成 16 年 2 月 5 日判例集未掲載 LEX/DB28090764。競合会社への転職予定を秘匿したオーストラリア在住の従業員によって不正に取得された営業秘密が競合会社の関連会社に利用されたために営業上の損害を被ったなどとして日本会社が提起した損害賠償の訴えについて、客観的事実関係の証明がないとして管轄否定）があるが、不法行為地の具体的検討はされていない。
- ⑦⑨ 第 1 審である東京地判平成 11 年 1 月 28 日民集 55 巻 4 号 754 頁，判時 1681 号 147 頁，判例タイムズ 995 号 266 頁は，「書簡の送付を仮に不法行為と構成し得るとしても，その主たる行為は，香港……を発信地とし，香港，タイ等の東南アジアの地……を到達地とする各書簡の送付であって，日本国外の行為である」と述べた。最高裁の結論と異なることもさることながら，隔地的不法行為について，「主たる行為」という基準で不法行為地を判断したことが注目される。
- ⑧⑩ 高部・前注⑤ 497 頁は，「原因行為地としてみた場合」として，到達地を加害（原因）行為地と解している。しかし，加害行為は警告書の投函行為であって，到達地である日本は結果発生地であるとの見方（後注⑦⑧参照）を最高裁は完全に否定する趣旨なのか，若干疑問も残る。
- ⑧⑪ 高部・前注⑤ 497 頁は，警告書送付による営業妨害のケースでは，被害者の営業地が損害発生地であるとの可能性を示唆しており，興味深い。
- ⑧⑫ 共同不法行為による特許権侵害に関する ADSL モデム事件（東京地判平成 19 年 11 月 28 日判例集未掲載 LEX/DB28140016）では，日本の特許権者である日本会社 X が主張する主たる侵害行為（製品の日本への輸入と日本での販売）は訴外日本会社 2 社によるものであったが，製品を製造して 2 社に製品を米国で販売した米国法人 Y₁ について，日本での損害発生に基づいて，2 社との共同不法行為としての管轄が日本に認められた。多田望「判批」平成 20 年重判掲載予定参照。
- ⑧⑬ なお，ナンカセイメン事件・前注⑥は特段の事情ありとして管轄が否定された事件である。
- ⑧⑭ Case C-68/93 *Shevill v Presse Alliance SA* [1995] E.C.R. I-415. 中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所一九九五年三月七日判

決について」法学論叢 142 巻 5・6 号 181 頁 (1998), 芳賀・前注⑥ 435 頁, 長田真里「損害多発型不法行為事件における国際裁判管轄——フランスにおける議論からの示唆」大阪外国語大学国際関係講座編『国際関係の多元的研究——東泰介教授退官記念論文集』387 頁 (大阪外国語大学国際関係講座, 2004), 芳賀雅顯「名誉毀損の国際裁判管轄権」石川=石渡・前注⑥ 95 頁など参照。

⑧ 詳しくは, 前注④の文献を参照。

⑨ 道垣内正人「サイバースペースと国際私法——準拠法及び国際裁判管轄問題」ジュリ 1117 号 66 頁 (1997) など参照。ただし, 渡辺・前注⑥論文の問題意識と指摘に十分に注意すべきである。

⑩ 高部・前注⑤ 488 頁以下参照。ウルトラマン事件・前注③以前に一応の証明説によって訴えが却下された事件には, ハワイ不動産売却代理妨害事件・前注③, ジレット事件・前注⑧, ウルトラマン事件の控訴審である東京高判平成 12 年 3 月 16 日民集 55 巻 4 号 778 頁などがある。なお, ドイツでは有利性説が採用されている。イングランドでは, 前注⑧本文の許可を得るために原告は, 本案について十分に論証できる主張事実 (a good arguable case) を有していることが求められる。*Diamond v Bank of London & Montreal Ltd* [1979] Q.B. 333, 346 (CA). 米国では, 管轄問題に限定したディスカヴァリなどの方法によるが, このとき原告の証明責任が一応合理的な証明 (prima facie showing) に減じられたりする。See, Born & Rutledge, *supra* note 10, 84-85.

⑪ 高部・前注⑤頁。

⑫ ノーザン・エンデバー号事件は, ウルトラマン事件・前注③の調査官解説 (高部・前注⑤ 498 頁) において, 客観的事実関係証明説のメリットが減殺されるとコメントされていた不作為による不法行為を扱った事案である。

⑬ なお, 義務履行地および主観的併合に関して客観的事実関係証明がないとしたケースとして, 現代プラズマ事件 (東京地裁平成 16 年 10 月 25 日判決判タ 1185 号 310 頁。日本会社の債務に関する韓国会社への保証債務履行の訴えについて, 管轄否定) がある。多田望「判批」Lexis 判例速報 12 号 82 頁 (2006) 参照。

⑭ 渡辺=北坂・前注⑦ 97-99 頁, 多田・前注⑩ 83-85 頁など参照。

⑮ 法制審議会国際裁判管轄法制部会は, その第 1 回会議が 2008 年 10 月 17 日に開催され, 審議を開始した。法務省 HP (http://web.moj.go.jp/SHINGI/kokusaihousei_index.html) 参照。

⑯ 法務省 HP (<http://web.moj.go.jp/SHINGI/081017-1-3.pdf>) 参照。同報告書と同じものは, 「国際裁判管轄研究会報告書(1)～(6・完)」として, NBL 883 号 37 頁, 884 号 64 頁, 885 号 64 頁, 886 号 81 頁, 887 号 114 頁, 888 号 72 頁 (2008) にも

掲載されている。

- 94 調査研究報告書 24 頁以下。
- 95 それぞれ調査報告書 84 頁, 39 頁, 107 頁参照。
- 96 調査研究報告書 26 頁参照。
- 97 前述 3 (3)(c)~(e)参照。他に, マスメディアによる名誉毀損について Shevill 判決・前注94は出版物の頒布地を結果発生地としたが, 頒布行為によって加害者の名誉毀損行為が完成することから, 頒布行為の地は加害行為地であるとの見解も有力である。また, インターネット上の名誉毀損の場合, ①名誉毀損データ作成地, ②(サーバへの) 当該データ送信地, (③サーバ所在地), ④公衆による(サーバへの) アクセスおよびデータのダウンロード地, ⑤被害者の名声の低下地のいずれまでが加害行為地でいずれからが結果発生地であろうか。中西康「マスメディアによる名誉毀損・サイバースペースでの著作権侵害等の管轄権」高桑=道垣内・前注(3) 103 頁参照。
- 98 同旨, 芳賀・前注95 466-468 頁。
- 99 多田望「国際的な原子力損害賠償に関する 1997 年の改正ウィーン条約と補完的補償条約について——地理的適用範囲と国際裁判管轄の観点から」国際法外交雑誌 101 巻 2 号 54 頁 (2002) など参照。
- 100 ブリュッセル I 規則では, いわゆる付帯私訴などに対応する条文 (5 条 4 号) が置かれているが, 日本法にはこのような規定はない。Hess, Pfeiffer & Schlosser, *supra* note 12, 59 では同号の問題として, 同規定は 3 条 2 項で過剰管轄として規定される所在地管轄 (イングランドのもの。歴史的には, 所在地管轄は逮捕地管轄の穏健なバージョンである) の禁止と抵触する可能性があることが指摘されている。